

源泉徴収税額表が改正され、令和8年1月1日以後に支払う給与などについては、「令和8年分 源泉徴収税額表」により源泉徴収額を算出することになりますので注意が必要です。

● 源泉徴収税額表について

役員（社長を含む）、従業員やアルバイトなどに給与や賞与などを支払う場合は、所得税を差し引かなければなりません。これを「源泉徴収」といい、差し引いた所得税は、給与支払者が国へ納めることになります。

源泉徴収する税額は、源泉徴収税額表に記載されています。税額の算定方法は以下の通りです。なお、扶養控除等申告書は従業員が給与支払者に提出し、会社で保管します（提出することにより、税額の低い「甲欄」で算定することができます）。

区分	扶養控除等申告書	源泉所得税額の算定方法	
給与	提出あり	(給与-社保・雇保等)の金額・扶養親族の数	甲欄の金額
	提出なし	(給与-社保・雇保等)の金額	乙欄の金額
賞与	提出あり	前月の (給与-社保・雇保等)の金額・扶養親族の数	甲欄の%
	提出なし	前月の (給与-社保・雇保等)の金額	乙欄の%

なお、扶養控除等申告書は1か所しか提出することができませんので、いわゆる副業先は「乙欄」で源泉所得税額を算定することになります。

インターネット等で「令和8年分 源泉徴収税額表」と検索すると、国税庁HPよりPDF・エクセルで入手することができます。

また、給与の源泉徴収税額表は月額表と日額表があり、次のように使用します。

源泉徴収税額表	給与等の支給区分	使用欄
月額表	月ごと、半月ごと、10日ごとに支払	甲欄 or 乙欄
日額表	毎日、週ごとに支払 (日雇賃金を除く)	甲欄 or 乙欄
	日雇賃金※	丙欄

※ 日々雇い入れられる人が、労働した日ごとに支払いを受ける給与等で、雇用期間が2ヶ月を超えた場合は、甲欄 or 乙欄を使用することになります。

■税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

(注) 法人税・消費税の確定申告期限は、決算日より原則2ヶ月

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。